

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく不利益処分の基準等に関する規程

平成16年4月16日
石川県公安委員会規程第2号

最終改正 令和5年石川県公安委員会規程第5号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 指示及び措置命令の基準（第3条―第10条）

第3章 取消し、営業停止命令、営業廃止命令等の基準（第11条―第20条）

第4章 行政処分の執行手続等（第21条―第23条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「法」という。）に基づいて行う不利益処分（以下「行政処分」という。）の基準及び執行手続について定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 取消し 法第8条（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）、第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づき、風俗営業又は特定遊興飲食店営業の許可を取り消すことをいう。
- (2) 営業停止命令 法第26条、第30条第1項若しくは第3項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第31条の25、第34条第2項、第35条、第35条の2又は第35条の4第2項若しくは第4項第2号の規定に基づき、風俗営業、飲食店営業、店舗型性風俗特殊営業、浴場営業、興行場営業、旅館業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、特定遊興飲食店営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業の停止を命ずることをいう。
- (3) 営業廃止命令 法第30条第2項、第31条の5第2項、第31条の6第2項第3号又

は第31条の15第2項の規定に基づき、店舗型性風俗特殊営業、受付所営業又は店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずることをいう。

- (4) 指示 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定に基づき、指示をすることをいう。
- (5) 措置命令 法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定に基づき、必要な措置をとるべきことを命令することをいう。
- (6) 法令違反行為 法令（石川県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年石川県条例第48号。以下「条例」という。)を含む。)に違反し、若しくは法に基づく処分若しくは法第3条第2項（第31条の23において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定に基づき付された条件に違反する行為又は法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20、第31条の21第2項第2号、第35条若しくは第35条の2に掲げる罪に当たる違法な行為（第11条において「法に掲げる罪に当たる違法な行為」という。）若しくは風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「政令」という。）第17条、第18条、第20条、第21条若しくは第28条に定める重大な不正行為（以下「政令で定める重大な不正行為」という。）をいう。

第2章 指示及び措置命令の基準

(指示の基準)

第3条 指示の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 法若しくはその他の法令又は条例の規定に違反した場合（法に基づく処分、法第3条第2項の規定に基づき付された条件並びに法第28条第1項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定及び同条第2項（法第31条の13第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例の規定に違反する行為を除く。）は、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがないと明らかに認められるときを除き指示をするものとする。ただし、風俗営業若しくは特定遊興飲食店営業の許可を取り消し、又は店舗型性風俗特殊営業若しくは店舗型電話異性紹介営業の廃止を命ずる場合は指示を行わないものとする。
- (2) 指示は、比例原則にのっとって行うものとする。

(3) 指示は、営業者に過大な負担を課さないものとする。

(4) 指示の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。

(5) 指示は、1回の違反について1回行うものとする。

(指示の手続)

第4条 指示を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。ただし、技術的な基準に従うべきことを指示するときは、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第2項第3号の規定により弁明の機会の付与を要しない。

2 指示は、風俗営業等の規制および業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）第112条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行う。

(指示の内容)

第5条 違反状態が解消されていない場合は、当該違反状態を解消するため必要な指示をするものとする。この場合において、当該違反が、指示後直ちに解消させるべきものであるが、それが困難なものであるときは、その態様に応じ、必要最小限度の猶予期間を設けるものとし、また、必要に応じ、違反状態を解消するための方法を盛り込むものとする。

2 将来において類似の違反が行われることを防止するため必要な指示を行うものとする。

3 状況に応じ、第1項及び第2項の指示を併せて行い、善良の風俗の保持等を図るものとする。

(指示を行った後の措置)

第6条 指示を行った後は、指示に違反していないかどうかを確認し、指示に違反している場合には、営業停止等の処分を行うものとする。

(措置命令の基準)

第7条 措置命令の基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 法第31条の8第3項又は第4項の規定に違反する行為が行われた場合は、措置命令をするものとする。

(2) 措置命令は、比例原則にのっとり行うものとする。

(3) 措置命令は、営業者にとって過大な負担を課さないものとする。

(4) 措置命令の内容は、違反行為と関連性のあるものとする。

(5) 措置命令は、1回の違反について1回行うものとする。

(措置命令の手続)

第8条 措置命令を行う際には、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則第20条に規定する弁明通知書を交付し、営業者に対し弁明の機会を付与するものとする。

2 措置命令は施行規則第112条第1項の書面に不服申立てをすることができる旨を記載して行うものとする。

(措置命令の内容)

第9条 第5条に準じて行うものとする。

(措置命令を行った後の措置)

第10条 措置命令を行った後は、措置命令に違反していないかどうかを確認するものとする。

第3章 取消し、営業停止命令、営業廃止命令等の基準

(指示処分との関係)

第11条 風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又は店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業、無店舗型電話異性紹介営業、飲食店営業若しくは接客業務受託営業を営む者に対する取消し（法第8条の規定に基づくものを除く。）、営業停止命令（法第26条第2項、第30条第3項及び第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）又は営業廃止命令は、それぞれ当該処分を行うべき事由（以下「処分事由」という。）について指示処分を行い、当該指示処分に違反した場合に行うことを通常とする。ただし、法に基づく処分又は法第3条第2項の規定に基づき付された条件に違反した場合のほか、次の各号の一つに該当する場合は、指示処分を行わずに、直ちに取消し、営業停止命令又は営業廃止命令を行うことができるものとする。

(1) 同種の処分事由に当たる法令違反行為であって悪質なもの（法に掲げる罪に当たる違法な行為及び政令で定める重大な不正行為を含む。）を短期間に繰り返し、又は指導や警告を無視する等指示処分によっては自主的に法令を遵守する見込みがないと認められる場合

(2) 指示処分の期間中に、当該指示処分には違反していないが、当該指示処分の処分

事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行った場合

(3) 罰則の適用がある法令違反行為によって検挙された場合（起訴相当として送致した場合に限る。）

(4) 短期20日以上 の量定に相当する処分事由に当たる法令違反行為が行われた場合

(5) (1)から(4)までに掲げる場合のほか、法令違反行為の態様が悪質で、善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し、又は少年の健全な育成に障害を及ぼすおそれがある重大な結果が生じた場合

(量定)

第12条 取消し（法第8条の規定に基づく場合を除く。）又は営業停止命令（法第26条第2項、法第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく場合を除く。）の量定（以下単に「量定」という。）の区分及び各処分事由に係る量定は、別表（以下「量定表」という。）に定めるところによるものとする。

(取消し)

第13条 法第8条の規定に基づく取消しは、同条各号に該当する場合に行うものとする。ただし、法人の役員が法第8条第1号から第4号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなときなど、欠格要件に該当するが、速やかに是正、回復等することができ、かつ、現に是正、回復しようとしている場合等で悪意がない又はごく軽微な場合を除き、取り消すものとする。

2 法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく取消し（以下この章において単に「取消し」という。）は、第18条第1項に定める場合及び量定がAである処分事由がある場合のほか、第12条及び第16条から第18条までに定めるところにより、量定の長期が6月に達した場合で、第19条第2号の表に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業の健全化が期待できないと判断されるときに行うものとする。

(営業廃止命令)

第14条 営業廃止命令は、第12条及び16条から18条までに定めるところにより、量定の長期が8月に達した場合で、第19条第2号の表に掲げる処分を加重すべき事由が複数あり、又はその程度が著しい等の事情から、再び法令違反行為を繰り返すおそれが強い等営業禁止区域等において営業を継続させることが妥当でないと判断されるときに

行うものとする。

(情状による軽減)

第15条 取消しを行うべき事案につき情状により特に処分を軽減すべき事由があるときは、取消しに替えて営業停止命令を行うことができるものとする。この場合において、その量定は、2月以上6月以下の営業停止命令とする。

(営業停止命令の併合)

第16条 処分事由に当たる法令違反行為が2以上行われた場合は、一つの行政処分を行うものとする。この場合において、これらの処分事由の中に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、各処分事由について定めた量定の長期のうち最も長い量定の長期にその2分の1の期間を加算した期間を長期とし、各処分事由について定めた量定の短期のうち最も長い量定の短期を短期とするものとする。ただし、その長期は、各処分事由について定めた量定の長期を合計した期間及び法定の期間を超えないものとする。

(処分事由の観念的競合)

第17条 2以上の処分事由に該当する一つの法令違反行為について営業停止命令を行う場合は、それらの処分事由に量定がAに相当するものが含まれているときの量定はAとするものとし、量定がAに相当するものが含まれていないときの量定は、それらの処分事由について定めた量定の長期及び短期のうち最も長いものをそれぞれ長期及び短期とする。

(常習違反加重)

第18条 最近1年間(処分事由に係る違反行為の認知日を起算日とする。以下本規程において同じ。)に2月以上の営業停止命令を受けた風俗営業者若しくは特定遊興飲食店営業者又はその代理人等が当該営業停止命令の処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったときは、取消しを行うものとする。

2 最近3年間に営業停止命令を受けた者に対し営業停止命令を行う場合の量定は、その処分事由に係る量定がAに相当するときを除き、当該営業停止等命令の処分事由について第12条及び第16条から第17条までに定める量定の長期及び短期にそれぞれ最近3年間に営業停止命令を受けた回数²の数の乗じた期間を長期及び短期とする。ただし、その長期は、法定の期間を超えることができない。

(営業停止命令に係る期間の決定)

第19条 営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、次の各号のとおりとする。

(1) 原則として、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合は、当該営業の種別に応じて6月又は8月とする。

また、量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合は、量定表備考欄の基準期間（第16条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間の1.5倍の期間を基準期間とし、第17条に規定する場合は各処分事由のうちその量定の長期が最も長いものについて定められた基準期間を基準期間とし、第18条後段に規定する場合は当該処分事由について定められた基準期間の2倍の期間を基準期間とする。）によるものとする。

(2) 量定がAに相当するもの以外のものについて営業停止命令を行う場合において次の左欄に掲げる加重又は軽減事由の区分に応じ、同表の右欄に掲げる加重又は軽減すべき事由があるときは、前号にかかわらず、情状により、第12条及び第16条から第18条までに定める量定の範囲内において加重し、又は軽減するものとする。

また、量定がAに相当するものについて営業停止命令を行う場合において処分を軽減すべき事由があるときは、情状により、2月を下限として前号前段に定める期間より短い期間の営業の停止を命ずることができるものとする。

加重又は軽減事由の区分	加重又は軽減すべき事由
加重事由	イ 最近3年間に同一の処分事由により行政処分に処せられたこと。 ロ 指示処分の期間中にその処分事由に係る法令違反行為と同種の法令違反行為を行ったこと。 ハ 処分事由に係る行為の態様が著しく悪質であること。 ニ 従業者の大多数が法令違反行為に加担していること。 ホ 悔悛の情が見られないこと。 へ 付近の住民からの苦情が多数あること。 ト 結果が重大であり、社会的反響が著しく大きいこと。 チ 16歳未満の者の福祉を害する法令違反行為であること。 リ その他加重すべき事由が認められること。

<p>軽減事由</p>	<p>イ 他人に強いられて法令違反行為を行ったこと。 ロ 営業者（法人にあつては役員）の関与がほとんどなく、かつ、処分事由に係る法令違反行為を防止できなかったことについて過失がないと認められること。 ハ 最近3年間に処分事由に係る法令違反行為を行ったことがなく、悔悛の情が著しいこと。 ニ 具体的な営業の改善措置を自主的に行っていること。 ホ その他軽減すべき事由が認められること。</p>
-------------	---

(3) 法第26条第2項、法第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づく営業停止命令により営業の停止を命ずる期間は、特段の事情がない限り、法第26条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく取消しに伴う場合は6月、法第30条第2項の規定に基づく営業廃止命令に伴う場合は8月とし、法第26条第1項、法第30条第1項又は第31条の25第1項の規定に基づく営業停止命令に伴う場合は、当該営業停止命令により営業の停止を命ずる期間と同一の期間とする。

(営業停止等命令と他の行政処分との関係)

第20条 取消し又は営業廃止命令を行うときは、営業停止命令（法第26条第2項、第30条第3項又は第31条の25第2項の規定に基づくものを除く。）は行わないものとする。

2 営業停止命令を行う場合において法令違反状態の解消等のため必要があるときは、当該営業停止命令の処分事由について指示処分を併せて行うことができる。

第4章 行政処分の執行手続等

(処分の執行)

第21条 取消し、営業廃止命令又は営業停止命令の執行は、被処分者に対し、処分決定の日から10日以内に行政処分決定書（別記様式第1号）を所轄警察署長を経由して交付し、受領書（別記様式第2号）を徴収するものとする。

2 営業停止命令は、行政処分決定書交付の日から10日以内に執行するものとする。

3 指示は、被処分者に対し、指示書（別記様式第3号）を所轄警察署長を経由して交付し、受領書を徴収するものとする。

4 措置命令は、被処分者に対し、措置命令書（別記様式第4号）を所轄警察署長を経

由して交付し、受領書を徴収するものとする。

(行政処分決定書の公示到達)

第22条 許可の取消しを行う場合で、被処分者が所在不明等のため、前条の行政処分決定書を交付できないときは、公安委員会告示（別記様式第5号）による公示を行い、行政処分決定書の交付に代えるものとする。

(他の公安委員会等への通報等)

第23条 法第41条の3第2項に定める通報は、法令違反通報書（別記様式第6号）によるものとする。

2 法第42条に定める所轄庁への処分の通知は、飲食店営業等の営業停止処分通知書（別記様式第7号）によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月16日から施行する。

(保安関係法令の行政処分の量定等に関する規程の廃止)

2 保安関係法令の行政処分の量定等に関する規程（平成4年石川県公安委員会規程第3号）は、廃止する。

附 則（平成18年石川県公安委員会規程第6号）

この規程は、平成18年6月15日から施行する。

附 則（平成19年石川県公安委員会規程第9号）

この規程は、平成19年8月7日から施行する。

附 則（平成22年石川県公安委員会規程第2号）

この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成27年石川県公安委員会規程第1号）

この規程は、平成27年5月12日から施行する。

附 則（平成28年石川県公安委員会規程第4号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年石川県公安委員会規程第10号）

この規程は、平成28年6月23日から施行する。

附 則（令和3年石川県公安委員会規程第1号）

(施行期日)

1 この規程は、令和3年3月11日から施行する。

(経過措置)

2 改正前のそれぞれの規程に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則（令和3年石川県公安委員会規程第3号）

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和4年石川県公安委員会規程第3号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年石川県公安委員会規程第5号）

この規程は、令和5年7月21日から施行する。

別表

量 定 表

処 分 事 由	関係条項	量定
<p>1 風俗営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令 (法第26条第1項)</p> <p><法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定 に違反する行為></p> <p>(1) 無許可風俗営業</p> <p>(2) 許可証亡失・滅失届出義務違反</p> <p>(3) 許可証等掲示義務違反</p> <p>(4) 相続承認時許可証書換え義務違反</p> <p>(5) 合併承認時許可証書換え義務違反</p> <p>(6) 分割承認時許可証書換え義務違反</p> <p>(7) 構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段 による変更に係る承認の取得</p> <p>(8) 変更届出義務違反</p> <p>(9) 変更届出に係る許可証書換え義務違反</p> <p>(10) 特例風俗営業者の営業所の構造又は設備の変更に 係る届出義務違反</p> <p>(11) 許可証返納義務違反</p> <p>(12) 不正の手段による認定の取得</p> <p>(13) 特例風俗営業者認定申請書等虚偽記載</p> <p>(14) 認定証亡失・滅失届出義務違反</p> <p>(15) 認定証返納義務違反</p> <p>(16) 名義貸し禁止違反</p> <p>(17) 構造・設備維持義務違反</p> <p>(18) 営業時間制限違反</p>	<p>第3条第1項、第49条第1号</p> <p>第5条第4項</p> <p>第6条、第55条第1号</p> <p>第7条第5項、第55条第2号</p> <p>第7条の2第3項(第7条第5項)、 第55条第2号</p> <p>第7条の3第3項(第7条第5項)、 第55条第2号</p> <p>第9条第1項、第50条第1項第1号 ・第2号</p> <p>第9条第3項、第55条第3号</p> <p>第9条第4項</p> <p>第9条第5項後段、第54条第2号</p> <p>第10条第1項第3号、第55条第4号</p> <p>第10条の2第1項、第50条第1項第 3号</p> <p>第10条の2第2項、第54条第3号</p> <p>第10条の2第5項</p> <p>第10条の2第7項第2号・第3号、第 55条第5号</p> <p>第11条、第49条第3号</p> <p>第12条</p> <p>第13条第1項・第2項</p>	<p>A</p> <p>G</p> <p>G</p> <p>G</p> <p>G</p> <p>G</p> <p>A</p> <p>F</p> <p>G</p> <p>E</p> <p>G</p> <p>B</p> <p>E</p> <p>G</p> <p>F</p> <p>A</p> <p>D</p> <p>C</p>

(19)	迷惑行為防止措置義務違反	第13条第3項	D
(20)	苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第13条第4項	D
(21)	照度規制違反	第14条	E
(22)	騒音・振動規制違反	第15条	D
(23)	広告・宣伝規制違反	第16条	D
(24)	料金表示義務違反	第17条	G
(25)	年少者立入禁止表示義務違反	第18条	G
(26)	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第18条の2	D
(27)	遊技料金等規制違反	第19条	D
(28)	遊技機規制違反	第20条第1項	B
(29)	遊技機の無承認変更、偽りその他不正な手段による遊技機の変更に係る承認の取得	第20条第10項(第9条第1項)、第50条第1項第1号・第2号	A
(30)	遊技機変更届出義務違反	第20条第10項(第9条第3項第2号)、第55条第3号	D
(31)	条例の遵守事項違反	第21条に基づく条例	H
(32)	客引き禁止違反	第22条第1項第1号、第52条第1号	B
(33)	客引き準備行為禁止違反	第22条第1項第2号、第52条第1号	B
(34)	年少者接待業務従事禁止違反	第22条第1項第3号、第50条第1項第4号	A
(35)	年少者接客業務従事禁止違反	第22条第1項第4号、第50条第1項第4号	A
(36)	年少者の立ち入らせ禁止違反	第22条第1項第5号、第50条第1項第4号、第22条第2項に基づく条例	B
(37)	二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第22条第1項第6号、第50条第1項第4号	B
(38)	現金等提供禁止違反	第23条第1項第1号、第52条第2号	B
(39)	賞品買取り禁止違反	第23条第1項第2号、第52条第2号	B
(40)	遊技球等持ち出し禁止違反	第23条第1項第3号、第23条第3項、第54条第4号	E
(41)	遊技球等保管書面発行禁止違反	第23条第1項第4号、第23条第3項、第54条第4号	E
(42)	賞品提供禁止違反	第23条第2項、第52条第3号	C
(43)	管理者選任義務違反	第24条第1項、第54条第5号	E
(44)	管理者講習受講義務違反	第24条第7項	G
(45)	営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営	第28条第1項・第2項に基づく条例、	A

業の営業（風俗営業者が違反）	第49条第5号・第6号	
(46) 無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
(47) 従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(48) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(49) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(50) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(51) 立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(52) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を ^{ほう} 幫助する目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(52)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(53) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(54) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下「組織的な犯罪処罰法」という。）第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(55) 組織的な犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）、第4条（同法第3条第1項第9号に		B

係る部分に限る。)又は第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	
(56) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務 ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務 ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者と面会する役務(イに該当するものを除く。)	D
(57) (56)に規定する手段によって、客に(56)イ、ロ若しくはハに掲げる役務((56)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。)の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(58) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(59) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(以下「児童買春・児童ポルノ法」という。)第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(60) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(61) 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(以下「性的姿態撮影等処罰法」という。)第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(62) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の	A

罪（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	
(63) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(64) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(65) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(66) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	E
(67) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、風俗営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	A
(68) (67)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(69) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為	C
(70) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(71) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	B
(72) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(73) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第	B

20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）	
、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	
、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	
(74) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）	B
、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）	
、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）	
、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）	
、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	
(75) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）	B
、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	
(76) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(77) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(78) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(79) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(80) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(81) 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為	D
(82) 関税法第69条の11第1項の規定（第1号及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項 A
(83) 電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に	A

当たる違法な行為		
(84) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(85) 当せん金付証券法第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証券の転売）	当せん金付証券法第18条第1項第1号	D
(86) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(87) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(88) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不制止）の罪に当たる違法な行為		F
(89) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(90) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(91) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動物のみだりな殺傷等）		E
(92) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(93) 食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為（人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等）	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(94) 興行場法第2条第1項（営業の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D

若しくは第9条（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為		
(95) 旅館業法第3条第1項（営業の許可）、第5条（宿泊をさせる義務）若しくは第6条第1項（宿泊者名簿の備付け等）の規定に違反し、又は同法第10条第2号（営業停止命令違反）若しくは第11条第2号（虚偽の報告、検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(96) 公衆浴場法第2条第1項（経営の許可）の規定に違反し、又は同法第8条第2号（営業停止命令違反）若しくは第9条（虚偽の報告、立入検査の妨害等）の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(97) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為（無許可道路使用）	道路交通法第119条第1項第12号の4	E
(98) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(99) 消防法第39条の2の2（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の3の2（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第1項第1号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第5号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(100) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(101) その他の法令の規定に違反する行為		H
<法に基づく処分又は条件に違反する行為>		
(102) 広告・宣伝規制違反に対する指示処分違反	第16条、第25条	B
(103) (102)以外の指示処分違反	第25条	C
(104) 営業停止命令違反	第26条第1項、第49条第4号	A
(105) 許可の条件違反	第3条第2項	C
2 店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命		

令（法第30条第1項）

<法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為>

(1) 営業届出義務違反の罪	第27条第1項・第3項、第52条第4号・第5号	B
(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第27条第2項・第3項、第54条第6号	E
(3) 広告・宣伝の禁止違反の罪	第27条の2、第53条第1号	C
(4) 広告・宣伝の方法違反の罪	第28条第5項、第53条第2号	C
(5) 客引き禁止違反の罪	第28条第12項第1号、第52条第1号	B
(6) 客引き準備行為禁止違反の罪	第28条第12項第2号、第52条第1号	B
(7) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第28条第12項第3号、第50条第1項第5号	A
(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第28条第12項第4号、第50条第1項第5号	B
(9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第28条第12項第5号、第50条第1項第5号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪	第31条第4項、第55条第6号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(12) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(13) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(14) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(15) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D

<法第30条第1項に掲げる罪に当たる違法な行為>

(16) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）、第226条の3、第227条第		A
---	--	---

1 項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(16)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	
(17) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(18) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(19) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(20) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(21) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(22) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(23) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(24) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(25) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(26) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(27) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、店舗型性風俗特殊営業において客に接する業務に従事させていたもの	A

(28) (27)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 第1項の罪に当たる違法な行為	B
(29) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
<政令で定める重大な不正行為>	
(30) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
(31) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為	D
イ 法第2条第6項第1号又は第2号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務	
ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務	
ハ 令第5条に規定する営業に係る異性の客と面会する役務	
(32) (31)に規定する手段によって、客に(31)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(31)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は法第2条第6項第5号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(33) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	B
(34) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(35) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第	B

20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）		
第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）		
第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為		
(36) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）		B
第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）		
第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）		
第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）		
第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(37) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）		B
第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		
(38) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(39) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(40) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(41) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(42) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		
(43) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第27条第5項、第29条	C
(44) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	第28条第4項に基づく条例、第29条	C
(45) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による	第28条第8項、第29条	C

<p>広告・宣伝に対する指示処分違反</p> <p>(46) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止明示義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(47) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反</p> <p>(48) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反</p> <p>(49) (43)～(48)以外の指示処分違反</p> <p>(50) 営業停止命令違反</p>	<p>第28条第9項、第29条</p> <p>第28条第10項、第29条</p> <p>第28条第11項(第18条の2)、第29条</p> <p>第29条</p> <p>第30条第1項、第49条第4号</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p>
<p>3 無店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号）</p>		
<p><法に規定する罪に当たる違法な行為></p>		
<p>(1) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業（無店舗型性風俗特殊営業を営む者が違反）</p> <p>(2) 営業届出義務違反の罪</p> <p>(3) 営業廃止・変更届出義務違反の罪</p> <p>(4) 広告・宣伝の禁止違反の罪</p> <p>(5) 広告・宣伝の方法違反の罪</p> <p>(6) 禁止区域内営業の罪（受付所営業）</p> <p>(7) 禁止地域内営業の罪（受付所営業）</p> <p>(8) 客引き禁止違反の罪（受付所営業）</p> <p>(9) 客引き準備行為禁止違反の罪（受付所営業）</p> <p>(10) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪（受付所営業）</p>	<p>第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号</p> <p>第31条の2第1項・第3項、第52条第4号・第5号</p> <p>第31条の2第2項・第3項、第54条第6号</p> <p>第31条の2の2、第53条第1号</p> <p>第31条の3第1項(第28条第5項)、第53条第2号</p> <p>第31条の3第2項(第28条第1項)、第49条第5号</p> <p>第31条の3第2項(第28条第2項)に基づく条例、第49条第6号</p> <p>第31条の3第2項(第28条第12項第1号)、第52条第1号</p> <p>第31条の3第2項(第28条第12項第2号)、第52条第1号</p> <p>第31条の3第2項(第28条第12項</p>	<p>A</p> <p>B</p> <p>E</p> <p>C</p> <p>C</p> <p>A</p> <p>A</p> <p>B</p> <p>B</p> <p>B</p>

(11) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪（受付所営業）	第4号）、第50条第1項第5号 第31条の3第2項（第28条第12項第5号）、第50条第1項第5号	B
(12) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の3第3項第1号、第50条第1項第6号	A
(13) 標章破壊等禁止違反の罪（受付所営業）	第31条の5第3項（第31条第4項）、第31条の6第3項（第31条第4項）、第55条第6号	E
(14) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(15) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反の罪	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反の罪	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(17) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(18) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
<法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為>		
(19) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(19)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(20) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(21) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B

(22) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(23) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、 第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる 違法な行為	A
(24) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当た る違法な行為	B
(25) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪 に当たる違法な行為	B
(26) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条 又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1 号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の 罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。 ）に当たる違法な行為	A
(27) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(28) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条 第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限 る。）の罪に当たる違法な行為	A
(29) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4 号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行 為	B
(30) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪 に当たる違法な行為であって、無店舗型性風俗特殊 営業において客に接する業務に従事させていたもの	A
(31) (30)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2 第1項の罪に当たる違法な行為	B
(32) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
<政令で定める重大な不正行為>	
(33) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販 売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第 139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179 条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な 行為	B
(34) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分 に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬	B

品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	
(35) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(36) 覚醒剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(37) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(38) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(39) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(40) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(41) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(42) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(43) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又	D

は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		
(44) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を不当に拘束する手段によって、営業に従業する者の意思に反して法第2条第7項第1号に掲げる営業に係る異性の客に接触する役務を提供することを強制する行為		D
(45) (44)に規定する手段によって、客に(44)に規定する役務の提供を受けること又は法第2条第7項第2号に掲げる営業に係る令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		
(46) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の2第5項、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(47) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第18条の2第1項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(48) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分	第31条の3第1項(第28条第8項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(49) 広告・宣伝に係る年少者利用禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の3第1項(第28条第9項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(50) 営業時間制限違反に対する指示処分違反(受付所営業)	第31条の3第2項(第28条第4項)に基づく条例、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(51) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反(受付所営業)	第31条の3第2項(第28条第10項)、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(52) 年少者を客とすることの禁止違反に対する指示処分違反	第31条の3第3項第2号、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(53) (46)～(52)以外の指示処分違反	第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号	C
(54) 営業停止命令等違反	第31条の5第1項・第2項、第31条の6第2項第2号・第3号、第49条第	A

	4号	
4 店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の15第1項）		
＜法に規定する罪（法第49条第5号及び第6号の罪を除く。）に当たる違法な行為＞		
(1) 営業届出義務違反の罪	第31条の12第1項・第2項（第27条第3項）、第52条第4号・第5号	B
(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の12第2項（第27条第2項・第3項）、第54条第6号	E
(3) 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の13第1項（第28条第5項）、第53条第2号	C
(4) 客引き禁止違反の罪	第31条の13第2項第1号、第52条第1号	B
(5) 客引き準備行為禁止違反の罪	第31条の13第2項第2号、第52条第1号	B
(6) 年少者接客業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第3号、第50条第1項第8号	A
(7) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の13第2項第4号、第50条第1項第8号	B
(8) 年少者の立ち入らせ禁止違反の罪	第31条の13第2項第5号、第50条第1項第8号	B
(9) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反の罪	第31条の13第2項第6号、第50条第1項第8号	B
(10) 標章破壊等禁止違反の罪	第31条の16第4項、第55条第6号	E
(11) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(12) 報告・資料提出義務違反の罪	第37条第1項、第53条第6号	D
(13) 立入の拒否、妨害、忌避の罪	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
＜法第31条の15第1項に掲げる罪に当たる違法な行為＞		
(14) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）、		A

第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）	
、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(14)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	
(15) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(16) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(17) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(18) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(19) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(20) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(21) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(22) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(23) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(24) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B

(25) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にすることその他客に接する業務に従事させていたもの	A
(26) (25)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(27) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
<政令で定める重大な不正行為>	
(28) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	B
(29) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	B
(30) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(31) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(32) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法	B

第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(33) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
(34) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(35) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(36) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(37) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(38) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		
(39) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の12第2項（第27条第5項）、第31条の14	C
(40) 営業時間制限違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第28条第4項）に基づく条例、第31条の14	C
(41) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第28条第8項）、第31条の14	C
(42) 広告・宣伝に係る年少者立入禁止等明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第28条第9項）、第31条の14	C
(43) 年少者立入禁止表示義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第1項（第28条第10項）、第31条の14	C
(44) 年少者からの会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の13第2項第7号、第31条の14	C
(45) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の13第3項、第31条の14	C
(46) (39)～(45)以外の指示処分違反	第31条の14	C
(47) 営業停止命令違反	第31条の15第1項、第49条第4号	A

5 無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対する営業停止命令（法第31条の20、第31条の21第2項第2号）

<法に規定する罪に当たる違法な行為>

(1) 営業届出義務違反の罪	第31条の17第1項・第2項(第31条の2第3項)、第52条第4号・第5号	B
(2) 営業廃止・変更届出義務違反の罪	第31条の17第2項(第31条の2第2項・第3項)、第54条第6号	E
(3) 広告・宣伝の方法違反の罪	第31条の18第1項(第28条第5項)、第53条第2号	C
(4) 年少者会話機会提供業務従事禁止違反の罪	第31条の18第2項第1号、第50条第1項第9号	B
(5) 従業者名簿備付け記載義務違反の罪	第36条、第53条第3号	D
(6) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D

<法第31条の20及び第31条の21第2項第2号に掲げる罪に当たる違法な行為>

(7) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を ^{ほう} 助する目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(7)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(8) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6		A

号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	
(9) 組織的犯罪処罰法第6条(第1項第2号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	B
(10) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(13) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(14) 労働基準法第117条、第118条第1項(同法第6条又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為	A
(15) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(16) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	A
(17) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為	B
(18) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であつて、無店舗型電話異性紹介営業において会話の機会を提供する会話の当事者にさせていたもの	A
(19) (18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(20) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
<政令で定める重大な不正行為>	
(21) 刑法第136条若しくは第137条(これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。)、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179	B

条から第182条まで又は第187条の罪に当たる違法な行為	
(22) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	B
(23) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(24) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(25) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(26) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(27) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(28) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(29) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号	D

の罪に当たる違法な行為		
(30) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(31) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
<法に基づく処分に違反する行為>		
(32) 届出確認書の備付け・提示義務違反に対する指示処分違反	第31条の17第2項(第31条の2第5項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(33) 清浄な風俗環境を害するおそれのある方法による広告・宣伝に対する指示処分違反	第31条の18第1項(第28条第8項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(34) 広告・宣伝に係る年少者電話禁止明示義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第1項(第28条第9項)、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(35) 年少者との間の会話申込み取次ぎ禁止違反に対する指示処分違反	第31条の18第2項第2号、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(36) 年齢確認措置義務違反に対する指示処分違反	第31条の18第3項、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(37) (32)～(36)以外の指示処分違反	第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号	C
(38) 営業停止命令違反	第31条の20、第31条の21第2項第2号、第49条第4号	A
6 特定遊興飲食店営業者に対する許可の取消し又は営業停止命令(法第31条の25)		
<法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為>		
(1) 無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
(2) 無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
(3) 許可証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23(第5条第4項)	G

(4)	許可証等掲示義務違反	第31条の23(第6条)、第55条第1号	G
(5)	相続承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条第5項)、第55条第2号	G
(6)	合併承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条の2第3項(第7条第5項))、第55条第2号	G
(7)	分割承認時許可証書換え義務違反	第31条の23(第7条の3第3項(第7条第5項))、第55条第2号	G
(8)	構造・設備の無承認変更、偽りその他不正な手段による変更に係る承認の取得	第31条の23(第9条第1項)、第50条第1項第1号・第2号	A
(9)	変更届出義務違反	第31条の23(第9条第3項)、第55条第3号	F
(10)	変更届出に係る許可証書換え義務違反	第31条の23(第9条第4項)	G
(11)	特例特定遊興飲食店営業者の営業所の構造又は設備の変更に係る届出義務違反	第31条の23(第9条第5項後段)、第54条第2号	E
(12)	許可証返納義務違反	第31条の23(第10条第1項第3号)、第55条第4号	G
(13)	不正の手段による認定の取得	第31条の23(第10条の2第1項)、第50条第1項第3号	B
(14)	特例特定遊興飲食店営業者認定申請書等虚偽記載	第31条の23(第10条の2第2項)、第54条第3号	E
(15)	認定証亡失・滅失届出義務違反	第31条の23(第10条の2第5項)	G
(16)	認定証返納義務違反	第31条の23(第10条の2第7項第2号・第3号)、第55条第5号	F
(17)	名義貸し禁止違反	第31条の23(第11条)、第49条第3号	A
(18)	構造・設備維持義務違反	第31条の23(第12条)	D
(19)	営業時間制限違反	第31条の23(第13条第2項)	C
(20)	迷惑行為防止措置義務違反	第31条の23(第13条第3項)	D
(21)	苦情処理に関する帳簿備付け記載義務違反	第31条の23(第13条第4項)	D
(22)	照度規制違反	第31条の23(第14条)	E
(23)	騒音・振動規制違反	第31条の23(第15条)	D
(24)	年少者立入禁止表示義務違反	第31条の23(第18条)	G
(25)	接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第31条の23(第18条の2)	D
(26)	条例の遵守事項違反	第31条の23(第21条)に基づく条	H

(27) 客引き禁止違反	例 第31条の23(第22条第1項第1号)、第52条第1号	B
(28) 客引き準備行為禁止違反	第31条の23(第22条第1項第2号)、第52条第1号	B
(29) 年少者接客業務従事禁止違反	第31条の23(第22条第1項第4号)、第50条第1項第4号	A
(30) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第31条の23(第22条第1項第5号)、第50条第1項第4号	B
(31) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第31条の23(第22条第1項第6号)、第50条第1項第4号	B
(32) 管理者選任義務違反	第31条の23(第24条第1項)、第54条第5号	E
(33) 管理者講習受講義務違反	第31条の23(第24条第7項)	G
(34) 営業禁止区域・地域における店舗型性風俗特殊営業の営業(特定遊興飲食店営業者が違反)	第28条第1項・第2項に基づく条例、第49条第5号・第6号	A
(35) 従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(36) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(37) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D
(38) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(39) 立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、第53条第7号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(40) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。)以下(40)において同じ。)、第226条、第226条の2(第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(40)において同じ。)、第226条の3、第227条第1項(同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(40)において同じ。)若しくは第3項(営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(40)において同じ。)又は第228条(同		A

<p>法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為</p>	
<p>(41) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為</p>	B
<p>(42) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為</p>	A
<p>(43) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）、第4条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）又は第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為</p>	B
<p>(44) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体を自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為</p> <p>イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務</p> <p>ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務</p> <p>ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）</p>	D
<p>(45) (44)に規定する手段によって、客に(44)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(44)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為</p>	D
<p>(46) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為</p>	A
<p>(47) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為</p>	A

(48) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(49) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(50) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(51) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(52) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(53) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(54) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	E
(55) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、特定遊興飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	A
(56) (55)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(57) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為	C
(58) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(59) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る	B

部分に限る。)又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	
(60) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(61) 覚醒剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(62) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為	B
(63) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為	B
(64) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為	D
(65) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(66) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(67) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為	D
(68) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為	D

(69) 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に 当たる違法な行為		D
(70) 関税法第69条の11第1項の規定（第1号及び第7 号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公 安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(71) 電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に 当たる違法な行為		A
(72) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限連鎖 講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、 第6条、第7条	D
(73) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する 行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(74) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 第1項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未 満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 律第3条第2項	F
(75) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条 第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の 販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法 律第3条第1項	D
(76) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条 （二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又 は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不 制止）の罪に当たる違法な行為		F
(77) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条 の罪に当たる違法な行為（煙草・器具の販売）		D
(78) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関 する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第 2項の罪に当たる違法な行為（酩酊者の粗野・乱暴 な言動等）	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防 止等に関する法律第4条第2項	F
(79) 動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、 第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為（愛護動 物のみだりな殺傷等）		E
(80) 軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22 号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第 33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な 行為	軽犯罪法第2条	F
(81) 食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に	食品衛生法第54条、第55条第3項、第	D

違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為 (人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等)	59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	
(82) 興行場法第2条第1項(営業の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(83) 旅館業法第3条第1項(営業の許可)、第5条(宿泊をさせる義務)若しくは第6条第1項(宿泊者名簿の備付け等)の規定に違反し、又は同法第10条第2号(営業停止命令違反)若しくは第11条第2号(虚偽の報告、検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(84) 公衆浴場法第2条第1項(経営の許可)の規定に違反し、又は同法第8条第2号(営業停止命令違反)若しくは第9条(虚偽の報告、立入検査の妨害等)の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(85) 道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為 (無許可道路使用)	道路交通法第119条第1項第12号の4	E
(86) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為(特定行政庁等の命令に対する違反)	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(87) 消防法第39条の2の2(防火対象物の使用禁止命令違反等)、第39条の3の2(防火対象物の改修命令違反等)、第41条第1項第1号(火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反)若しくは第5号(消防用設備等の設置に係る命令違反等)又は第44条第12号(消防用設備等の維持に係る措置命令違反等)の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(88) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条(投棄禁止)の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(89) その他の法令の規定に違反する行為		H
<法に基づく処分又は条件に違反する行為>		
(90) 指示処分違反	第31条の24	C

(91) 営業停止命令違反	第31条の25第1項、第49条第4号	A
(92) 許可の条件違反	第31条の23(第3条第2項)	C
7 飲食店営業を営む者に対する営業停止命令（法第34条第2項）		
<法若しくは法に基づく命令又は法に基づく条例の規定に違反する行為>		
(1) 無許可風俗営業	第3条第1項、第49条第1号	A
(2) 無許可特定遊興飲食店営業	第31条の22、第49条第7号	A
(3) 構造・設備維持義務違反	第32条第1項	D
(4) 照度規制違反	第32条第2項(第14条)	E
(5) 騒音・振動規制違反	第32条第2項(第15条)	D
(6) 客引き禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第1号)、第52条第1号	B
(7) 客引き準備行為禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第2号)、第52条第1号	B
(8) 年少者接客業務従事禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第4号)、第50条第1項第4号	A
(9) 年少者の立ち入らせ禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第5号)、第50条第1項第4号	B
(10) 二十歳未満の者に対する酒類・たばこ提供禁止違反	第32条第3項(第22条第1項第6号)、第50条第1項第4号	B
(11) 深夜酒類提供飲食店営業の営業届出義務違反	第33条第1項・第3項、第54条第6号	E
(12) 深夜酒類提供飲食店営業の営業廃止・変更届出義務違反	第33条第2項・第3項、第55条第3号	F
(13) 深夜酒類提供飲食店営業地域規制違反	第33条第4項に基づく条例、第50条第1項第10号	B
(14) 接客従業者に対する拘束的行為の規制違反	第33条第6項(第18条の2)	D
(15) 従業者名簿備付け記載義務違反	第36条、第53条第3号	D
(16) 接客従業者の生年月日等の確認義務違反	第36条の2第1項、第53条第4号	D
(17) 接客従業者の生年月日等の確認記録の作成保存義務違反	第36条の2第2項、第53条第5号	D

(18) 報告・資料提出義務違反	第37条第1項、第53条第6号	D
(19) 立入の拒否、妨害、忌避	第37条第2項、第38条の2第1項、 第53条第7号	D
<他の法令の規定に違反する行為>		
(20) 刑法第174条、第175条、第183条、第185条、第186条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を ^{ほう} 幫助する目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(20)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(21) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで、第187条又は第223条の罪に当たる違法な行為		B
(22) 組織的犯罪処罰法第3条第1項（第5号又は第6号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		A
(23) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）、第4条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）又は第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為		B
(24) 暴行、脅迫、監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって、営業に従事する者の意思に反して次に掲げる役務を提供することを強制する行為 イ 個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務		D

ロ 令第2条各号に規定する興行に係る衣服を脱いだ姿態を見せる役務	
ハ 面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際（会話を含む。）を希望する者と面会する役務（イに該当するものを除く。）	
(25) (24)に規定する手段によって、客に(24)イ、ロ若しくはハに掲げる役務（(24)ロに掲げる役務にあつては、令第2条第3号に規定する興行に係るものを除く。）の提供を受けること又は令第4条に規定する物品を購入し、若しくは借り受けることを強要する行為	D
(26) 売春防止法第2章の罪に当たる違法な行為	A
(27) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(28) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(29) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(30) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条又は第56条に係る部分に限る。）又は第119条第1号（同法第61条又は第62条に係る部分に限る。）の罪（労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。）に当たる違法な行為	A
(31) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為	A
(32) 児童福祉法第60条第1項又は第2項（同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(33) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(34) 児童福祉法第60条第2項（同法第34条第1項第1号から第4号の2まで又は第8号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	E
(35) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪	A

に当たる違法な行為であって、飲食店営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの	
(36) (35)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為	B
(37) 出入国管理及び難民認定法第74条第1項、第2項若しくは第3項、第74条の2第1項若しくは第2項、第74条の3、第74条の4第1項、第2項若しくは第3項、第74条の5、第74条の6又は第74条の8第1項、第2項若しくは第3項の罪に当たる違法な行為	C
(38) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為	A
(39) 大麻取締法第24条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第24条の3（大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）又は第24条の7の罪に当たる違法な行為	B
(40) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為	D
(41) 覚醒剤取締法第41条の2（所持又は譲渡に係る部分に限る。）、第41条の3（同法第19条若しくは第20条第2項（これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。）又は同条第3項に係る部分に限る。）、第41条の4（同法第30条の7、第30条の9（譲渡に係る部分に限る。）又は第30条の11（他人に対する施用に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為	B
(42) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2（譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。）、第64条の3（他人に対する施用に係る部分に限る。）、第66条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第66条の2（同法第27条第1項、第3項又は第4項（これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。）に係る部分に限る。）、第66条の4、第	B

68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為		
(43) あへん法第52条（譲渡又は所持に係る部分に限る。）、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる違法な行為		B
(44) 競馬法第30条第3号又は第31条第1号の罪に当たる違法な行為		D
(45) 自転車競技法第56条第2号又は第57条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(46) 小型自動車競走法第61条第2号又は第62条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(47) モーターボート競走法第65条第2号又は第66条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(48) スポーツ振興投票の実施等に関する法律第32条又は第33条第2号の罪に当たる違法な行為		D
(49) 刑法第24章（礼拝所及び墳墓に関する罪）の罪に当たる違法な行為		D
(50) 関税法第69条の11第1項の規定（第1号及び第7号に係る部分に限る。）に違反する行為（薬物、公安・風俗を害する書籍・図画等の輸入）	関税法第109条第1項・第2項	A
(51) 電波法第108条（わいせつな通信の発信）の罪に当たる違法な行為		A
(52) 無限連鎖講の防止に関する法律第3条（無限連鎖講の禁止）の規定に違反する行為	無限連鎖講の防止に関する法律第5条、第6条、第7条	D
(53) 当せん金付証票法第6条第7項の規定に違反する行為（当せん金付証票の転売）	当せん金付証票法第18条第1項第1号	D
(54) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第1項又は第2項の規定に違反する行為（二十歳未満の者の飲酒、親権者等の不制止）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第2項	F
(55) 二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第1条第3項の規定に違反する行為（営業者による酒類の販売・供与）	二十歳未満ノ者ノ飲酒ノ禁止ニ関スル法律第3条第1項	D
(56) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第1条（二十歳未満の者の喫煙禁止）の規定に違反し、又は同法第3条第1項若しくは第2項（親権者等の不		F

	制止) の罪に当たる違法な行為		
(57)	二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条の罪に当たる違法な行為 (煙草・器具の販売)		D
(58)	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第1項若しくは第3項又は第5条第2項の罪に当たる違法な行為 (酩酊者の粗野・乱暴な言動等)	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律第4条第2項	F
(59)	動物の愛護及び管理に関する法律第44条第1項、第2項又は第3項の罪に当たる違法な行為 (愛護動物のみだりな殺傷等)		E
(60)	軽犯罪法第1条第4号、第14号、第20号、第22号、第23号、第24号、第26号、第27号、第28号、第33号若しくは第34号又は第3条の罪に当たる違法な行為	軽犯罪法第2条	F
(61)	食品衛生法第6条若しくは第55条第1項の規定に違反し、又は同法第81条第1項第3号若しくは第83条第4号若しくは第5号の罪に当たる違法な行為 (人の健康を損なうおそれがある食品の販売、無許可営業、営業停止命令違反等)	食品衛生法第54条、第55条第3項、第59条第1項、第60条、第61条、第81条第1項第1号、第81条第2項、第82条第1項・第2項	D
(62)	興行場法第2条第1項 (営業の許可) の規定に違反し、又は同法第8条第2号 (営業停止命令違反) 若しくは第9条 (虚偽の報告、検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	興行場法第5条第1項、第6条、第8条第1号	D
(63)	旅館業法第3条第1項 (営業の許可)、第5条 (宿泊をさせる義務) 若しくは第6条第1項 (宿泊者名簿の備付け等) の規定に違反し、又は同法第10条第2号 (営業停止命令違反) 若しくは第11条第2号 (虚偽の報告、検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	旅館業法第7条第1項、第8条、第10条第1号、第11条第1号	D
(64)	公衆浴場法第2条第1項 (経営の許可) の規定に違反し、又は同法第8条第2号 (営業停止命令違反) 若しくは第9条 (虚偽の報告、立入検査の妨害等) の罪に当たる違法な行為	公衆浴場法第6条第1項、第7条第1項、第8条第1号	D
(65)	道路交通法第77条第1項の規定に違反する行為 (無許可道路使用)	道路交通法第119条第1項第12号の4	E

(66) 建築基準法第98条第1項第1号の罪に当たる違法な行為（特定行政庁等の命令に対する違反）	建築基準法第9条第1項・第10項前段	D
(67) 消防法第39条の2の2（防火対象物の使用禁止命令違反等）、第39条の3の2（防火対象物の改修命令違反等）、第41条第1項第1号（火を使用する設備の使用禁止等に係る命令違反）若しくは第5号（消防用設備等の設置に係る命令違反等）又は第44条第12号（消防用設備等の維持に係る措置命令違反等）の罪に当たる違法な行為	消防法第5条第1項、第5条の2第1項、第5条の3第1項、第17条の4第1項・第2項	D
(68) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第16条（投棄禁止）の規定に違反する行為	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号、第25条第2項	D
(69) その他の法令の規定に違反する行為		H
<法に基づく処分に違反する行為>		
(70) 指示処分違反	第34条第1項	C
(71) 営業停止命令違反	第34条第2項、第49条第4号	A
8 興行場営業（法第2条第6項第3号の営業を除く。）を営む者に対する営業停止命令（法第35条）		
<法に規定する罪>		
(1) 刑法第174条又は第175条の罪		A
(2) 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪		A
(3) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪		B
9 特定性風俗物品販売等営業に対する営業停止命令（法第35条の2）		
<法に規定する罪>		
(1) 刑法第175条の罪		A
(2) 児童買春・児童ポルノ法第7条第2項から第8項		A

までの罪

(3) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪

B

10 接客業務受託営業を営む者に対する営業停止命令
(法第35条の4第2項、同条第4項第2号)

<政令で定める重大な不正行為>

(1) 大麻取締法第24条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第24条の3(大麻から製造された医薬品の他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))又は第24条の7の罪に当たる違法な行為

B

(2) 毒物及び劇物取締法第24条の2第1号の罪に当たる違法な行為

D

(3) 覚醒剤取締法第41条の2(所持又は譲渡に係る部分に限る。)、第41条の3(同法第19条若しくは第20条第2項(これらの規定中他人に対する施用に係る部分に限る。))又は同条第3項に係る部分に限る。)、第41条の4(同法第30条の7、第30条の9(譲渡に係る部分に限る。))又は第30条の11(他人に対する施用に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第41条の11又は第41条の13の罪に当たる違法な行為

B

(4) 麻薬及び向精神薬取締法第64条の2(譲渡、交付又は所持に係る部分に限る。)、第64条の3(他人に対する施用に係る部分に限る。)、第66条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第66条の2(同法第27条第1項、第3項又は第4項(これらの規定中他人に対する施用又は施用のための交付に係る部分に限る。))に係る部分に限る。)、第66条の4、第68条の2、第69条第5号、第69条の5又は第70条第17号の罪に当たる違法な行為

B

(5) あへん法第52条(譲渡又は所持に係る部分に限る。)、第54条の3又は第55条第1号の罪に当たる

B

違法な行為	
(6) 刑法第174条、第175条、第183条、第224条、第225条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）、第226条、第226条の2（第3項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）、第226条の3、第227条第1項（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2又は第226条の3の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）若しくは第3項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下(6)において同じ。）又は第228条（同法第224条、第225条、第226条、第226条の2、第226条の3又は第227条第1項若しくは第3項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(7) 刑法第136条若しくは第137条（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第139条第2項、第140条、第176条、第177条、第179条から第182条まで又は第223条の罪に当たる違法な行為	B
(8) 組織的犯罪処罰法第3条（第1項第9号に係る部分に限る。）又は第4条（同法第3条第1項第9号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	A
(9) 組織的犯罪処罰法第6条（第1項第2号に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為	B
(10) 売春防止法第2章（第5条を除く。）に規定する罪に当たる違法な行為	A
(11) 児童買春・児童ポルノ法第4条から第6条まで、第7条第2項から第8項まで又は第8条の罪に当たる違法な行為	A
(12) 児童買春・児童ポルノ法第7条第1項の罪に当たる違法な行為	B
(13) 性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までの罪に当たる違法な行為	B
(14) 労働基準法第117条、第118条第1項（同法第6条	A

又は第56条に係る部分に限る。)又は第119条第1号(同法第61条又は第62条に係る部分に限る。)の罪(労働者派遣法の規定により適用する場合を含む。)に当たる違法な行為		
(15) 職業安定法第63条の罪に当たる違法な行為		A
(16) 児童福祉法第60条第1項又は第2項(同法第34条第1項第5号、第7号又は第9号に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		A
(17) 児童福祉法第60条第2項(同法第34条第1項第4号の3に係る部分に限る。)の罪に当たる違法な行為		B
(18) 出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為であって、法第2条第13項各号に掲げる営業において客の接待その他客に接する業務に従事させていたもの		A
(19) (18)以外の出入国管理及び難民認定法第73条の2第1項の罪に当たる違法な行為		B
(20) 労働者派遣法第58条の罪に当たる違法な行為		A
<法の規定による指示に違反する行為>		
(21) 受託接客従業者に対する拘束的行為の規制違反に対する指示処分違反	第35条の3第1号・第2号、第35条の4第1項・第4項第1号	C

備考

量定の区分は、次のとおりとする。

- 1 風俗営業、特定遊興飲食店営業、飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業
 - A 風俗営業及び特定遊興飲食店営業にあつては取消し。飲食店営業、興行場営業、特定性風俗物品販売等営業及び接客業務受託営業にあつては、6月の営業停止命令
 - B 40日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、3月
 - C 20日以上6月以下の営業停止命令。基準期間は、40日
 - D 10日以上80日以下の営業停止命令。基準期間は、20日(量定表の処分事由1(30)遊技機変更届出義務違反にあつては基準期間1月)

- E 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日
- F 5日以上20日以下の営業停止命令。基準期間は、7日
- G 営業停止命令を行わないもの（指示処分に限り、当該指示処分に違反した場合に当該指示処分違反を処分事由として営業停止命令を行う。）
- H 5日以上80日以下の営業停止命令（量定表の処分事由1(31)及び6(26)条例の遵守事項違反については、5日以上80日以下の範囲内で定める量定による。）。その基準期間は、以上の基準に準じて定めるところによる。

2 店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業

- A 8月の営業停止命令
- B 2月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、4月
- C 1月以上8月以下の営業停止命令。基準期間は、2月
- D 20日以上4月以下の営業停止命令。基準期間は、1月
- E 10日以上2月以下の営業停止命令。基準期間は、20日
- F 5日以上40日以下の営業停止命令。基準期間は、14日

石川県公安委員会指令生企第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

行政処分決定書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条の規定に基づく行政処分を次のとおり通知する。

記

- 1 被処分者の住所・氏名等
- 2 営業の種別等
- 3 処分決定の年月日
- 4 処分の内容
- 5 処分の理由
- 6 不服申立て及び取消訴訟に関する教示
教示内容は裏面のとおりに。

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第2号（第21条関係）

年 月 日

石川県公安委員会 殿

(住所)

(氏名)

受 領 書

行政処分決定書 石川県公安委員会指令生企第 号

指示書 石川県公安委員会指令生企第 号

措置命令書 石川県公安委員会指令生企第 号

聴聞通知書 生企第 号

弁明通知書 生企第 号

上記のとおり受領しました。

石川県公安委員会指令生企第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

指 示 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条の規定により、次のとおり指示します。

記

1 被処分者の住所・氏名等

2 営業の種別等

3 指示事項

4 指示の理由

5 不服申立て及び取消訴訟に関する教示
教示内容は、裏面のとおり。

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

石川県公安委員会指令生企第 号
年 月 日

殿

石川県公安委員会

措置命令書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条の規定により、次のとおり命令します。

記

- 1 被処分者の住所・氏名等
- 2 営業の種別等
- 3 命令事項

- 4 命令の理由
- 5 不服申立て及び取消訴訟に関する教示
教示内容は、裏面のとおり。

不服申立て及び取消訴訟に関する教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、石川県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、石川県を被告として（訴訟において石川県を代表する者は石川県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別記様式第5号（第22条関係）

石川県公安委員会告示第 号

次の者に対し、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定に基づく聴聞を経て審査した結果、 年 月 日付けをもって、風俗営業の許可を取り消した。
よって、被処分者が所在不明のため、この告示をもって通知に代える。

年 月 日

石川県公安委員会

記

- 1 被処分者の住所・氏名等
- 2 処分の理由

備考 被処分者に対し、当該行政処分決定書をいつでも交付するので、本書公示の日から2週間以内に石川県警察本部生活安全部生活安全企画課まで申し出ること。
なお、2週間を経過した場合は当該行政処分決定書が到達したものとみなされます。

石 公 生 企 第 号
年 月 日

公安委員会 殿

石 川 県 公 安 委 員 会

法 令 違 反 通 報 書

当公安委員会の管轄区域内で法令違反行為をした次の業者に対し、行政処分が必要と認められるので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第41条の3第2項の規定により関係記録を添えて通報する。

なお、その処分結果について通知願いたい。

記

- 1 業者
- 2 営業種別
- 3 営業所
- 4 違反事実
- 5 その他参考事項

石 公 生 企 第 号
年 月 日

殿

石 川 県 公 安 委 員 会

飲食店営業等の営業停止処分通知書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条の規定に基づき、聴聞を経て次のとおり行政処分をしたので、同法第42条の規定により通知する。

記

1 営業者

2 営業種別

3 営業所

4 処分決定の年月日

5 処分の内容

6 処分の理由